

建設業法に係る許可の変更等における入札参加資格の取扱について

令和2年10月1日

個人事業主が法人成した場合や、合併、営業譲渡等を行った場合の建設工事の入札参加資格の取扱については、以下のとおりとなります。
(測量・建設コンサルタント等業務についても、建設工事と同様の取扱となります。)

なお、下表⑤から⑩に該当する場合には、事前に名簿に登載されている各自治体にご連絡をお願いします。

また、下表⑤・⑥・⑧・⑨・⑩において各手続きを行わず、建設業許可の要件が満たされなくなる場合は、②と同様に取下届を提出して頂き、改めて建設業許可、経審等の要件を満たした段階において新規申請が可能となります。

	事案の内容	入札参加資格の取扱
①	名簿に登載されている事業者が、名簿登載期間中に建設業許可を失効した場合	許可の失効に伴い、経審の効力も失効となるため、入札参加資格もなくなります。よって、取下届を提出して頂く必要があります。(取下届が提出されない場合は、名簿から抹消されます。) なお、再度、許可、経審等の要件を満たした段階において、「再申請」が可能となります。
②	名簿に登載されている事業者が、名簿登載期間中に許可の全部又は一部の業種を廃業した場合	全部を廃業した場合は、①と同様に取下届を提出して頂く必要があります。 一部業種について廃業した場合で、廃業した業種の入札参加資格を有していた場合は、同業種の取下届を提出して頂く必要があります。
③	名簿に登載されている事業者が、名簿登載期間中に建設業許可を変更した場合(大臣許可⇄知事許可、知事許可→他県知事許可) ※一般から特定への変更や許可業種の追加は除く	大臣許可から知事許可への変更等、許可換え新規により許可番号が変更となった場合は、経営事項審査を受け直す必要はなく、入札参加資格もそのまま継続して有効となります。 ただし、許可番号の変更について、変更届を提出して頂く必要があります。
④	名簿に登載されている事業者が、組織変更した場合 (特例有限会社→株式会社、合資会社⇄合名会社 等)	組織変更された場合は、法人の同一性が保たれるため、許可、経営事項審査を受け直す必要はなく、入札参加資格もそのまま継続して有効となります。ただし、商号名称等の変更について、変更届を提出して頂く必要があります。
⑤	名簿に登載されている個人事業主が、建設業に関して事業譲渡(個人事業主が生前に行う事業承継、個人事業の法人化(法人成))のために、「譲渡及び譲受け認可申請書(様式第22号の5(第13条の2関係))」により事業認可の手続きを行い、建設業の譲渡及び譲受けを認可され事業継承した場合	個人の建設業許可を譲渡及び譲受認可された時点で、個人事業主又は法人として要件を満たすことになるため、新規に許可、経営事項審査を受け直す必要はなく、入札参加資格もそのまま継続して有効となります。 ただし、商号名称等の変更について、変更届を提出して頂く必要があります。
⑥	名簿に登載されている個人事業主が、建設業に関して相続により「相続認可申請書(様式第22号の10(第13条の3関係))」により建設業の相続の手続きを行い認可され、事業承継した場合	個人事業主の建設業許可を相続認可された時点で、個人事業主として要件を満たすことになるため、新規に許可、経営事項審査を受け直す必要はなく、入札参加資格もそのまま継続して有効となります。 ただし、商号名称等の変更について、変更届を提出して頂く必要があります。
⑦	名簿に登載されている事業者が協業組合を設立した場合	協業組合が許可、経審等の要件を満たした段階において「新規申請」が可能となります。 また、名簿登載されている各構成員は、単独で建設業を営むことができなくなるため、②と同様に取下届を提出して頂く必要があります。

建設業法に係る許可の変更等における入札参加資格の取扱について

	事案の内容	入札参加資格の取扱
⑧	名簿に登載されている建設業の認可を受けている法人が、建設業に関して「合併認可申請書(様式第22号の7(第13条の2関係))」により、建設業の合併の手続きを行い認可された場合(新設合併)	新設合併法人が建設業許可を譲渡及び譲受認可された時点で、要件を満たすことになるため、新規に許可、経営事項審査を受け直す必要はなく、入札参加資格もそのまま継続して有効となります。 ただし、商号名称等の変更について、変更届を提出して頂く必要があります。
⑨	名簿に登載されている建設業の認可を受けている法人が、建設業に関して「合併認可申請書(様式第22号の7(第13条の2関係))」により建設業の合併の手続きを行い認可された場合(吸収合併)	(1)名簿登載事業者(法人)が存続法人となる場合 名簿登載法人が存続法人となる吸収合併を行った場合、存続法人の入札参加資格はそのまま継続して有効となります。消滅法人も名簿登載事業者の場合は、要件を見なさなくなるため、入札参加資格はなくなります。よって、消滅法人は、②と同様に取下届を提出して頂く必要があります。 また、商号名称等の変更が生じた場合は、存続法人は変更届を提出して頂く必要があります。 なお、合併に伴い存続法人が新たな許可業種を有し、当該業種の入札参加資格の追加を希望される場合は、別途「業種追加」の申請を行って頂く必要があります。 (2)名簿登載事業者(法人)が消滅法人となる場合 名簿登載事業者が消滅法人となり、名簿に登載されていない事業者(無資格者)が存続法人となる吸収合併を行った場合、建設業許可を譲渡及び譲受認可された時点で、要件を満たすことになるため、新規に許可、経営事項審査を受け直す必要はなく、入札参加資格もそのまま継続して有効となります。 ただし、商号名称等の変更について、変更届を提出して頂く必要があります。
⑩	名簿に登載されている建設業の認可を受けている法人が、建設業に関して「分割認可申請書(様式第22号の8(第13条の2関係))」により分割の手続きを行い、建設業に係る会社分割や営業譲渡等による建設業の全部又は一部を譲り受け(譲り渡し)の認可された場合	(1)名簿登載事業者(法人)が譲り受けた場合 法人の分割や営業譲渡等により、名簿登載事業者(法人)が他の法人の建設業部門の全部又は一部を譲り受けた場合、譲受法人の入札参加資格はそのまま継続して有効となります。譲渡法人も名簿登載事業者の場合は、要件を満たさなくなるため、入札参加資格の全部又は一部はなくなります。よって、②と同様に取下届を提出して頂く必要があります。 また、商号名称等の変更が生じた場合は、譲受会社は変更届を提出して頂く必要があります。 なお、法人分割等に伴い、譲受法人が新たな許可業種を有し、当該業種の入札参加資格の追加を希望される場合は、別途「業種追加」の申請を行って頂く必要があります。 (2)名簿登載事業者(法人)が名簿に登載されていない法人に譲り渡した場合 法人の分割や営業譲渡等により、名簿登載事業者(法人)が名簿に登載されていない法人(無資格事業者)に建設業部門の全部又は一部を譲り渡した場合、建設業許可を譲渡及び譲受認可された時点で、事業者(法人)として要件を満たすことになるため、新規に許可、経営事項審査を受け直す必要はなく、入札参加資格もそのまま継続して有効となります。 ただし、商号名称等の変更について、変更届を提出して頂く必要があります。

※ 県内事業者において、事業譲渡(個人事業者の生前の事業承継・法人成を含む)や協業組合の設立、法人の合併、分割、相続(個人に限る。)等を行う場合は、建設業許可等の取扱と併せて、事前に県にご相談願います。